

任意  
共済

# 春の新規加入のご案内

全国町村等職員

## 任意生命保険

【団体定期保険】

死亡・所定の  
高度障がい状態を保障!!

任意生命保険 ご案内ムービー

携帯電話・スマートフォン等で  
読み込み、アクセスしてください。  
(通信料がかかります)



全国町村等職員

## 任意医療保険

【総合医療保険(団体型)】

1泊2日以上の上の継続入院・  
手術等を保障!!

任意医療保険 ご案内ムービー

携帯電話・スマートフォン等で  
読み込み、アクセスしてください。  
(通信料がかかります)



お申込みはWEBで!

全国町村等職員

## 任意収入補償保険

【団体長期障害所得補償保険(GLTD)】

加入希望の方は  
右記QRコードから  
アクセスください。



GLTD ご案内ムービー

右記を携帯電話・スマートフォ  
ン等で読み込み、アクセスして  
ください。(通信料がかかります)



(詳細は17ページをご参照ください。)

任意生命保険のみ・任意医療保険のみのご加入も可能です。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度  
等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の  
必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



申込締切日

春募集

令和8年4月30日(木)

加入日(効力発生日)

春募集

令和8年7月1日

重要

当ご案内は令和7年10月時点の保険の概要を記載した  
ものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したもの  
ではありません。お申込みにあたっては、全国町村会の  
任意共済ホームページの「パンフレット(詳細版)」を必ず  
お読みください。



N-コンシェルジュのご案内

任意生命保険・任意医療保険に  
ご加入の  
加入者ご本人および  
配偶者・二親等内の  
ご親族がご利用いただけます!  
健康管理から  
趣味に至るまで  
豊富なメニューをご用意!!



LINE連携  
できます!

# 任意共済 **3**つの制度内容!

本共済は全国の町村等職員の  
厚生に資することを目的とした任意共済事業で、  
団体保険としての割引が適用された保険制度です。

任意生命保険

## 任意生命保険

死亡・所定の  
高度障がい状態を保障

任意医療保険

## 任意医療保険

1泊2日以上の  
継続入院・手術等を保障

任意収入補償保険

## 任意収入 補償保険

ケガや病気により長期間  
仕事ができなくなった  
ときの収入を補償



**全国町村等職員のみなさまと  
ご家族様のみがお申込みできる  
制度です!**

※任意収入補償保険については、ご本人のみのご加入となります。

# 任意共済の特徴

## 01

掛金には団体保険としての割引が適用されます



- ◆1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます（任意生命保険・任意医療保険のみ）

※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません

- ◆団体割引15%適用で割安な保険料です（任意収入補償保険のみ）

## 02

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申し込み手続きです



告知に関しては、「正しく告知いただくために」・「健康状態告知についてのご案内」をご覧ください

## 03

ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障(補償)額で継続加入できます



## 04

ライフイベントの変化に合わせて、毎年保障(補償)額の見直しができます



ただし、健康状態等によっては保障(補償)額を増額できない場合があります

任意生命保険

任意医療保険

任意収入補償保険

# ライフイベントに合わせたおすすめプラン!!

## 25歳の方

(独身)



本人:25歳

独身でも、病気やケガによる入院・手術等・就業障害などへの備えは必要です。任意共済を上手に活用して備えましょう。

### 任意生命保険

団体定期保険

死亡・所定の高度障がい状態の保障

- ① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)
- ② 死亡保険金額(高度障がい保険金額)  
+  
災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人  
①の場合… **200万円**  
②の場合… **400万円**  
(月払掛金 男性 240円 女性 162円)

### 入院給付金日額

本人 **5,000円**  
(月払掛金 男性 1,180円 女性 1,180円)

1泊2日以上の継続入院・手術等の保障

### 月額保険金額

本人 月額 **15万円(3口)**  
(月払保険料 男性 1,485円 女性 1,503円)

ケガや病気により長期間仕事ができなくなったときの収入を補償



任意生命保険 任意医療保険 任意収入補償保険

月払掛金・保険料  
合計

男性 **2,905円**  
女性 **2,845円**

## 35歳の方

(配偶者・子ども1人あり)



本人:35歳 男性 配偶者:32歳 女性  
子ども:3歳

結婚やお子様の誕生で手厚い保障が必要な時期です。団体保険としての割引が適用された掛金で、賢く保障を準備しましょう。

- ① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)
- ② 死亡保険金額(高度障がい保険金額)  
+  
災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人  
①の場合… **3,000万円**  
②の場合… **6,000万円**  
(月払掛金 3,600円)

配偶者  
①の場合… **1,000万円**  
②の場合… **2,000万円**  
(月払掛金 810円)

### 入院給付金日額

本人 **10,000円**  
(月払掛金 2,670円)  
配偶者 **5,000円**  
(月払掛金 1,285円)  
子ども(1人) **3,000円**  
(月払掛金 495円)

### 月額保険金額

本人 月額 **20万円(4口)**  
(月払保険料 3,136円)

**11,996円**

任意生命保険

任意医療保険

任意収入補償保険

<「任意生命保険」と「任意医療保険」について>  
 年齢は、保険年齢で記載しております。  
 「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

掛金は確定掛金です。ただし、掛金は毎年の更新日に再計算し適用します。  
 また、任意生命保険の本人・配偶者の掛金は年齢・性別、任意医療保険の本人・配偶者の掛金は年齢によって異なります。

## 45歳の方

(配偶者・子ども2人あり)

本人:45歳 男性 配偶者:42歳 女性  
 子ども:12歳・10歳

お子様の教育資金やご自身の健康など様々なことに気を配る必要があります。任意共済をフル活用して保障を準備しましょう。

① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)

② 死亡保険金額(高度障がい保険金額)

②  $\oplus$   
 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人 ①の場合… **3,000万円**  
 ②の場合… **6,000万円**  
 (月払掛金 5,370円)

配偶者 ①の場合… **1,000万円**  
 ②の場合… **2,000万円**  
 (月払掛金 1,350円)

## 55歳の方

(配偶者あり)

本人:55歳 男性 配偶者:52歳 女性

退職後を意識し、将来的に退職者継続加入制度を活用することも視野に、任意共済で長期にわたる保障を確保しておきましょう。

① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)

② 死亡保険金額(高度障がい保険金額)

②  $\oplus$   
 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人 ①の場合… **2,000万円**  
 ②の場合… **4,000万円**  
 (月払掛金 6,600円)

配偶者 ①の場合… **400万円**  
 ②の場合… **800万円**  
 (月払掛金 928円)

P5~P7

### 入院給付金日額

本人 **12,000円**  
 (月払掛金 4,032円)

配偶者 **5,000円**  
 (月払掛金 1,425円)

子ども(2人) 1人あたり **3,000円**  
 (月払掛金 495円)

### 入院給付金日額

本人 **10,000円**  
 (月払掛金 5,840円)

配偶者 **5,000円**  
 (月払掛金 2,165円)

P9~P11

### 月額保険金額

本人 月額 **20万円(4口)**  
 (月払保険料 6,316円)

### 月額保険金額

本人 月額 **15万円(3口)**  
 (月払保険料 7,470円)

P17

**19,483円**

**23,003円**

任意生命保険

任意医療保険

任意収入補償保険

# 任意生命保険 〔団体定期保険〕

## この保険の特徴

- 掛金には**団体保険としての割引**が適用されます。  
また、1年ごとに収支計算を行い、**剰余金が生じた場合は、配当金をお受取り**になれます。  
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 医師の診査ではなく、**健康状態等の告知によるお申込み手続き**です。  
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- ご加入後に病気になられても、原則として、**加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入**できます。
- ライフイベントの変化に合わせて、**毎年保障額の見直し**ができます。  
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。

## ご参考 過去3年間の平均配当還元率※

配当還元率※

約 **13.7%**

令和6年度*1	約23.7%
令和5年度*2	約17.4%
令和4年度*3	0%

- 左記数値は各年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。  
※年間払込掛金に対する配当金の割合です。
- \*1 保険期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日
- \*2 保険期間：令和5年1月1日～令和5年12月31日
- \*3 保険期間：令和4年1月1日～令和4年12月31日

## 加入資格

■以下の加入資格の他、「中途加入申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。  
以下の年齢は令和8年7月1日現在の年齢です。

《職員》 町村（一部の市を含む）、あるいは町村（一部の市を含む）の一部事務組合・広域連合、系統町村会に所属する次の者で、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。（S36.1.2生～H24.1.1生まれの方）  
・ 町村長、副町村長、常勤の職員および公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣される職員。  
・ 系統町村会その他町村関係団体の常勤の職員。

《配偶者》 職員と同一戸籍にある配偶者の方で、年齢満18歳以上65歳6カ月以下の方。（S36.1.2生～H20.7.1生まれの方）

《子ども》 職員の扶養する子どもで、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。（H16.1.2生～R6.1.1生まれの方）  
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。

※子どもとは次のいずれかに該当する子をいいます。  
（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。）  
該当しなくなった場合は、年齢22歳6カ月未満でも脱退となります。

1. 職員の子で主としてその職員により生計を維持している者
2. 職員の配偶者の子で職員と同一の世帯に属し、主として職員により生計を維持している者（職員の配偶者がすでに死亡しているときを含みます。）

### 【在職者の更新年齢限度】

職員・配偶者の方は年齢85歳6カ月まで、子どもは年齢22歳6カ月まで更新できます。

### 【退職後の制度】

#### 〈退職者継続加入制度〉

任意生命保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意生命保険 退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。

ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。

子どもは退職者継続加入制度の対象となりません。子どもは本人が退職後に到来する12月31日までの加入となります。

※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。

※詳細は係の方までお問合せください。

#### （ご注意）

- ①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
  - ②職員としての加入資格を有する配偶者は、職員としてご加入ください。（同一人が職員、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
  - ③配偶者・子どものみで継続加入することはできません。
  - ④配偶者・子どもは、職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
  - ⑤保険期間中に職員が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
  - ⑥職員が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。  
ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記【退職後の制度】のとおり継続加入いただくことができます。
- ※被保険者の氏名変更やご家族の異動等の場合には、速やかに係の方へお知らせください。

# 保障額と掛金

払込方法は加入団体ごとによって決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

- 配偶者・子どもは、職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。(配偶者・子どものみで加入することはできません。)
- 記載の掛金は確定掛金です。ただし、掛金は毎年の更新日に再計算し適用します。また、掛金は直前の更新日時点の保険年齢でご確認ください。
- 保険年齢71歳以上の方の掛金は、係の方へお問合せください。

保険金額 配偶者(500万円)はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。

職員の方は、**3,000万円～200万円**の保険金額から、  
配偶者の方は、**1,000万円～200万円**の保険金額からお選びください。

お子様は、**400万円・200万円**の保険金額からお選びください。

## 月払掛金

対 象	職 員										こども		(ご参考) 配偶者
	職 員					配 偶 者					400 万円	200 万円	500 万円
申 込 保 険 金 額	3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	800 万円	600 万円	400 万円	200 万円				
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)	3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	800 万円	600 万円	400 万円	200 万円		400 万円	200 万円	500 万円
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額) + 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)	6,000 万円	5,000 万円	4,000 万円	3,000 万円	2,000 万円	1,600 万円	1,200 万円	800 万円	400 万円		600 万円	300 万円	1,000 万円
保 険 年 齢	(単位:円)										(単位:円)		(単位:円)
男 性	15歳～35歳 (H 2.7.2生～H23.7.1生)	3,600	3,000	2,400	1,800	1,200	960	720	480	240	360	180	600
	36歳～40歳 (S60.7.2生～H 2.7.1生)	4,290	3,575	2,860	2,145	1,430	1,144	858	572	286			715
	41歳～45歳 (S55.7.2生～S60.7.1生)	5,370	4,475	3,580	2,685	1,790	1,432	1,074	716	358			895
	46歳～50歳 (S50.7.2生～S55.7.1生)	7,170	5,975	4,780	3,585	2,390	1,912	1,434	956	478			1,195
	51歳～55歳 (S45.7.2生～S50.7.1生)	9,900	8,250	6,600	4,950	3,300	2,640	1,980	1,320	660			1,650
	56歳～60歳 (S40.7.2生～S45.7.1生)	13,800	11,500	9,200	6,900	4,600	3,680	2,760	1,840	920			2,300
	61歳～65歳 (S35.7.2生～S40.7.1生)	20,460	17,050	13,640	10,230	6,820	5,456	4,092	2,728	1,364			3,410
	66歳～70歳 (S30.7.2生～S35.7.1生)	29,790	24,825	19,860	14,895	9,930	7,944	5,958	3,972	1,986			4,965
女 性	15歳～35歳 (H 2.7.2生～H23.7.1生)	2,430	2,025	1,620	1,215	810	648	486	324	162	※1人あたりの 確定掛金 です。	保険年齢 3歳～22歳 (H15.7.2生～ R5.7.1生)	405
	36歳～40歳 (S60.7.2生～H 2.7.1生)	3,450	2,875	2,300	1,725	1,150	920	690	460	230			575
	41歳～45歳 (S55.7.2生～S60.7.1生)	4,050	3,375	2,700	2,025	1,350	1,080	810	540	270			675
	46歳～50歳 (S50.7.2生～S55.7.1生)	5,370	4,475	3,580	2,685	1,790	1,432	1,074	716	358			895
	51歳～55歳 (S45.7.2生～S50.7.1生)	6,960	5,800	4,640	3,480	2,320	1,856	1,392	928	464			1,160
	56歳～60歳 (S40.7.2生～S45.7.1生)	8,580	7,150	5,720	4,290	2,860	2,288	1,716	1,144	572			1,430
	61歳～65歳 (S35.7.2生～S40.7.1生)	11,100	9,250	7,400	5,550	3,700	2,960	2,220	1,480	740			1,850
	66歳～70歳 (S30.7.2生～S35.7.1生)	14,670	12,225	9,780	7,335	4,890	3,912	2,934	1,956	978			2,445

任意生命保険

# 保障額と掛金(続き)

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

保険金額 配偶者(500万円)はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。

職員の方は、**3,000万円～200万円**の保険金額から、  
配偶者の方は、**1,000万円～200万円**の保険金額からお選びください。

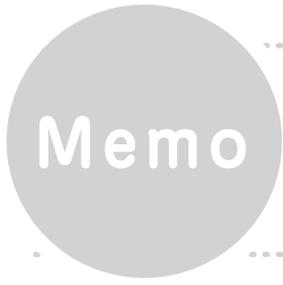
お子様は、**400万円・200万円**の保険金額からお選びください。

## 半年払掛金

任意生命保険

対 象	職 員										こども		(ご参考) 配偶者
	職 員					配 偶 者					400万円	200万円	
申込保険金額	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額) + 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	800万円	400万円	600万円	300万円	1,000万円	
保 険 年 齢	(単位:円)										(単位:円)		(単位:円)
男 性	15歳～35歳 (H 2.7.2生～H23.7.1生)	21,600	18,000	14,400	10,800	7,200	5,760	4,320	2,880	1,440	2,160	1,080	3,600
	36歳～40歳 (S60.7.2生～H 2.7.1生)	25,740	21,450	17,160	12,870	8,580	6,864	5,148	3,432	1,716			4,290
	41歳～45歳 (S55.7.2生～S60.7.1生)	32,220	26,850	21,480	16,110	10,740	8,592	6,444	4,296	2,148			5,370
	46歳～50歳 (S50.7.2生～S55.7.1生)	43,020	35,850	28,680	21,510	14,340	11,472	8,604	5,736	2,868			7,170
	51歳～55歳 (S45.7.2生～S50.7.1生)	59,400	49,500	39,600	29,700	19,800	15,840	11,880	7,920	3,960			9,900
	56歳～60歳 (S40.7.2生～S45.7.1生)	82,800	69,000	55,200	41,400	27,600	22,080	16,560	11,040	5,520			13,800
	61歳～65歳 (S35.7.2生～S40.7.1生)	122,760	102,300	81,840	61,380	40,920	32,736	24,552	16,368	8,184			20,460
	66歳～70歳 (S30.7.2生～S35.7.1生)	178,740	148,950	119,160	89,370	59,580	47,664	35,748	23,832	11,916			29,790
女 性	15歳～35歳 (H 2.7.2生～H23.7.1生)	14,580	12,150	9,720	7,290	4,860	3,888	2,916	1,944	972	※1人あたりの 確定掛金 です。 保険年齢 3歳～22歳 (H15.7.2生～ R5.7.1生)	2,430	
	36歳～40歳 (S60.7.2生～H 2.7.1生)	20,700	17,250	13,800	10,350	6,900	5,520	4,140	2,760	1,380		3,450	
	41歳～45歳 (S55.7.2生～S60.7.1生)	24,300	20,250	16,200	12,150	8,100	6,480	4,860	3,240	1,620		4,050	
	46歳～50歳 (S50.7.2生～S55.7.1生)	32,220	26,850	21,480	16,110	10,740	8,592	6,444	4,296	2,148		5,370	
	51歳～55歳 (S45.7.2生～S50.7.1生)	41,760	34,800	27,840	20,880	13,920	11,136	8,352	5,568	2,784		6,960	
	56歳～60歳 (S40.7.2生～S45.7.1生)	51,480	42,900	34,320	25,740	17,160	13,728	10,296	6,864	3,432		8,580	
	61歳～65歳 (S35.7.2生～S40.7.1生)	66,600	55,500	44,400	33,300	22,200	17,760	13,320	8,880	4,440		11,100	
	66歳～70歳 (S30.7.2生～S35.7.1生)	88,020	73,350	58,680	44,010	29,340	23,472	17,604	11,736	5,868		14,670	

半年払掛金は月払掛金の**6倍**です。年払団体での新規加入者につきましては半年払掛金をご記入ください。



# Memo

A series of horizontal dotted lines for writing.

# 任意医療保険 【総合医療保険(団体型)】

## この保険の特徴

- 掛金には**団体保険としての割引**が適用されます。  
また、1年ごとに収支計算を行い、**剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。**  
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 医師の診査ではなく、**健康状態等の告知によるお申込み手続き**です。  
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- ご加入後に病気になられても、原則として、**加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入**できます。
- ライフイベントの変化に合わせて、**毎年保障額の見直し**ができます。  
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- 1泊2日以上**の継続入院の場合、入院給付金をお受取り**になれます。

## ご参考 過去3年間の平均配当還元率\*

配当還元率\*

約 **9.3%**

令和6年度*1	約13.6%
令和5年度*2	約14.3%
令和4年度*3	0%

● 上記数値は各年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。  
※年間払込掛金に対する配当金の割合です。

- \*1 保険期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日
- \*2 保険期間：令和5年1月1日～令和5年12月31日
- \*3 保険期間：令和4年1月1日～令和4年12月31日

## 加入資格

■ 以下の加入資格の他、「中途加入申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。  
以下の年齢は令和8年7月1日現在の年齢です。

- 《職員》 町村(一部の市を含む)、あるいは町村(一部の市を含む)の一部事務組合・広域連合、系統町村会に所属する次の者で、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。(S36.1.2生～H24.1.1生まれの方)
  - ・ 町村長、副町村長、常勤の職員および公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣される職員。
  - ・ 系統町村会その他町村関係団体の常勤の職員。
- 《配偶者》 職員と生計を一にする配偶者の方で、年齢満18歳以上65歳6カ月以下の方。(S36.1.2生～H20.7.1生まれの方)
- 《子ども》 職員と生計を一にする子ども(\*)で、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。(H16.1.2生～R6.1.1生まれの方)  
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。  
この場合、入院給付金日額は同一となります。  
(\*)該当しなくなった場合は、年齢22歳6カ月未満でも脱退となります。

### 【在職者の更新年齢限度】

職員・配偶者の方は年齢75歳6カ月まで、子どもは年齢22歳6カ月まで更新できます。

※配偶者・子どもは職員と生計を一にする方です。

### 【退職後の制度】

#### 《退職者継続加入制度》

任意医療保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意医療保険 退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。

ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。

子どもは退職者継続加入制度の対象となりません。子どもは本人が退職後に到来する12月31日までの加入となります。

※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。

※詳細は係の方までお問合せください。

#### (ご注意)

- ① ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ② 職員としての加入資格を有する配偶者は、職員としてご加入ください。(同一人が職員、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- ③ 配偶者・子どものみで加入することはできません。
- ④ 配偶者は職員と同額もしくはそれ以下、子どもは職員(配偶者も加入する場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ⑤ 保険期間中に職員が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- ⑥ 職員が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。  
ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記【退職後の制度】のとおり継続加入いただくことができます。  
※被保険者の氏名変更やご家族の異動等の場合には、速やかに係の方へお知らせください。

# 主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。  
 給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(\*)以後に生じることが必要となります。  
 (\*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

給付の名称	お支払事由の概要	お支払額	お支払限度※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
入院療養給付金	入院給付金をお支払いする入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回 ※3
手術給付金(20倍) ※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	通算なし
手術給付金(5倍) ※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

- ・骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険(団体型)への加入日(\*)からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかぎりず。
- (\*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
- ただし、新医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取のための入院・手術であってもお支払い対象となります。(この場合、継続加入時における新医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)
- ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- ※2 入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
- ※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
- ※4 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。  
 <対象外の手術の例>・・・「創傷処理」「皮膚切開術」等  
 また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。  
 この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※4)等の制限事項の詳細については、【パンフレット(詳細版)】P32「給付金のお支払事由」、P33「法令等の改正に伴う変更」、P41【注意喚起情報】「給付金をお支払いしない主な場合」、ならびにP43～P45「ご加入のみなさまへ」を必ずご確認ください。

## 保障額と掛金

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

- ※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
- 以下の入院給付金日額からご希望の入院給付金日額をお選びください。配偶者は職員と同額もしくはそれ以下、子どもは職員(配偶者も加入する場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。(配偶者・子どものみで加入することはできません。)
- 記載の掛金は確定掛金です。ただし、掛金は毎年の更新日に再計算し適用します。また、掛金は直前の更新日時時点の保険年齢でご確認ください。
- 保険年齢71歳以上の方の掛金は、係の方へお問合せください。

### 月払掛金

職員の方は、12,000円～5,000円の入院給付金日額から、  
 配偶者の方は、10,000円～3,000円の入院給付金日額からお選びください。

お子様は、5,000円・  
 3,000円の入院給付金日額からお選びください。

対象	職員					配偶者		子ども	
	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円		
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円		
保険年齢						(単位:円)		(単位:円)	
15歳～19歳 (H18.7.2生～H23.7.1生)	1,524	1,270	1,016	635	381	825	495		
20歳～24歳 (H13.7.2生～H18.7.1生)	2,292	1,910	1,528	955	573				
25歳～29歳 (H 8.7.2生～H13.7.1生)	2,832	2,360	1,888	1,180	708				
30歳～34歳 (H 3.7.2生～H 8.7.1生)	3,084	2,570	2,056	1,285	771				
35歳～39歳 (S61.7.2生～H 3.7.1生)	3,204	2,670	2,136	1,335	801				
40歳～44歳 (S56.7.2生～S61.7.1生)	3,420	2,850	2,280	1,425	855				
45歳～49歳 (S51.7.2生～S56.7.1生)	4,032	3,360	2,688	1,680	1,008				
50歳～54歳 (S46.7.2生～S51.7.1生)	5,196	4,330	3,464	2,165	1,299				
55歳～59歳 (S41.7.2生～S46.7.1生)	7,008	5,840	4,672	2,920	1,752				
60歳～64歳 (S36.7.2生～S41.7.1生)	9,324	7,770	6,216	3,885	2,331				
65歳～69歳 (S31.7.2生～S36.7.1生)	12,588	10,490	8,392	5,245	3,147				
70歳 (S30.7.2生～S31.7.1生)	15,888	13,240	10,592	6,620	3,972				

保険年齢  
 3歳～22歳  
 (H15.7.2生～  
 R5.7.1生)

## 保障額と掛金(続き)

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

### 半年払掛金

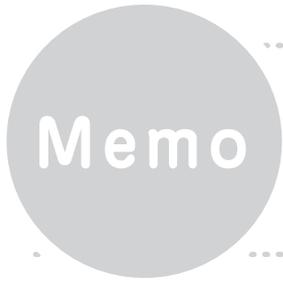
職員の方は、12,000円～5,000円の入院給付金日額から、  
配偶者の方は、10,000円～3,000円の入院給付金日額からお選びください。

お子様は、5,000円・  
3,000円の入院給付金  
日額からお選びください。

対 象	職 員					配 偶 者		こ ども	
	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円		
保 険 年 齢	(単位:円)					(単位:円)		(単位:円)	
15歳～19歳 (H18.7.2生～H23.7.1生)	9,144	7,620	6,096	3,810	2,286				
20歳～24歳 (H13.7.2生～H18.7.1生)	13,752	11,460	9,168	5,730	3,438				
25歳～29歳 (H 8.7.2生～H13.7.1生)	16,992	14,160	11,328	7,080	4,248				
30歳～34歳 (H 3.7.2生～H 8.7.1生)	18,504	15,420	12,336	7,710	4,626				
35歳～39歳 (S61.7.2生～H 3.7.1生)	19,224	16,020	12,816	8,010	4,806				
40歳～44歳 (S56.7.2生～S61.7.1生)	20,520	17,100	13,680	8,550	5,130				
45歳～49歳 (S51.7.2生～S56.7.1生)	24,192	20,160	16,128	10,080	6,048				
50歳～54歳 (S46.7.2生～S51.7.1生)	31,176	25,980	20,784	12,990	7,794				
55歳～59歳 (S41.7.2生～S46.7.1生)	42,048	35,040	28,032	17,520	10,512				
60歳～64歳 (S36.7.2生～S41.7.1生)	55,944	46,620	37,296	23,310	13,986				
65歳～69歳 (S31.7.2生～S36.7.1生)	75,528	62,940	50,352	31,470	18,882				
70歳 (S30.7.2生～S31.7.1生)	95,328	79,440	63,552	39,720	23,832				
						4,950	2,970		

保険年齢  
3歳～22歳  
(H15.7.2生～  
R5.7.1生)

半年払掛金は月払掛金の **6倍** です。年払団体での新規加入者につきましては半年払掛金をご記入ください。



Memo

A series of horizontal dotted lines for writing.

# 正しく告知いただくために

- ◆生命保険は、加入される方々が掛金を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されると、掛金負担の公平性が保たれません。
- ◆任意生命保険および任意医療保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「（中途加入）申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。  
以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

## 1 健康状態等について、被保険者ご本人がありのままを告知してください。（告知義務）

- 申込日現在および過去の健康状態等について、事実をありのままお知らせいただくことを「告知」といいます。
- この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に「（中途加入）申込書兼告知書」の裏面に記載されている「質問事項」について、告知いただく義務（告知義務）があります。
- 過去の傷病歴（傷病名・手術の有無、治療期間等）、現在の健康状態等について、「（中途加入）申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる場合のみ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

## 2 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは、告知いただいたことになりません。

- この保険は、「（中途加入）申込書兼告知書」をご提出いただくことで、健康状態等について「告知」いただくこととなります。
- 告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず「（中途加入）申込書兼告知書」にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりませんので、ご注意ください。

## 3 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額のお申込みをお断りするものではありません。

- 「質問事項」には過去の傷病歴等について記載しておりますが、質問事項に記載の『医師の治療・投薬』には、次のもの（\*）は含まれませんので、傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額のお申込みをお断りするものではありません。  
詳細については、右記の「6『（中途加入）申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をあわせてご確認ください。  
（\*）医師の治療・投薬には、一過性の軽微な疾患〔かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療〕、妊娠（正常）、手足の骨折によるものは含まれません。

## 4 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「（中途加入）申込書兼告知書」裏面に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。（\*）
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
- 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた掛金は払戻しません。  
（ただし、保険金等のお支払事由が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。）
- （\*）告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。  
こうした、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。
- 「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。  
たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた掛金は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。  
ただし、任意医療保険の給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

## 5 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

## 6 「(中途加入) 申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「(中途加入) 申込書兼告知書」の裏面に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめるうえ、「(中途加入) 申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果をご記入ください。
- 「(中途加入) 申込書兼告知書」をご記入いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)、医療保障保険契約内容登録制度ならびに個人情報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内容が事実と相違ないことをご確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印してください。
- 「(中途加入) 申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

### 「(中途加入) 申込書兼告知書」の質問事項

#### 任意生命保険(団体定期保険)

- (ア) 申込日現在、職員は健康上の理由で就業制限\*1を受けていますか。  
(配偶者およびごどもは、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬\*2を受けたことがありますか。)
- (イ) 申込日から過去1年以内に、病気またはけがで手術を受けたこと、連続14日以上入院をしたことがありますか。
- (ウ) 申込日から過去1年以内に、病気またはけがで、14日以上にわたり\*3医師の治療・投薬\*2を受けたことがありますか。

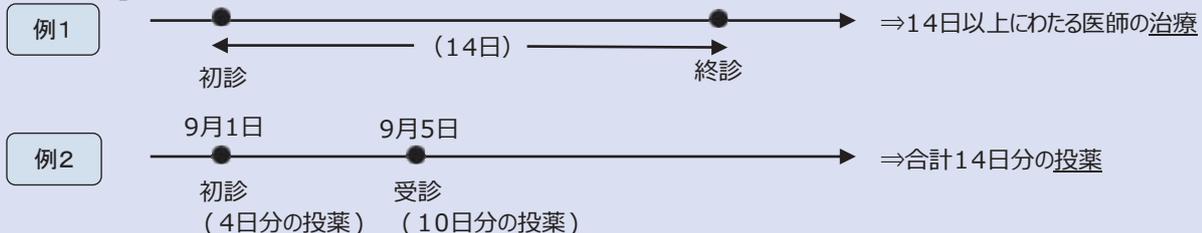
#### 任意医療保険(総合医療保険(団体型))

- (ア) 申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬\*2を受けたことがありますか。
- (イ) 申込日から過去5年以内に、病気またはけがで手術を受けたことがありますか。
- (ウ) 申込日から過去5年以内に、病気で連続7日以上入院もしくは7日以上にわたり\*4、医師の治療・投薬\*2を受けたことはありますか。

### 補足説明

- \*1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- \*2 「医師の治療・投薬」とは、医師による治療・投薬のほか、診察・検査・指示・指導を含みます。  
(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、妊娠(正常)、手足の骨折によるものは含まれません。
- \*3 「14日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が14日以上の場合をいいます。  
たとえば、受診は2日でも、その間が14日以上の場合や、合計14日以上分の投薬を受けた場合は、「14日以上」となります。
- \*4 「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。  
たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日以上分の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。

#### 【14日間の例】



- なお、以下のような場合は告知事項に当てはまりませんので、質問事項に記載の内容からは除かれます。
  - ・医師の指示ではなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
  - ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
  - ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯を受けた
  - ・妊娠(正常)で入院した
  - ・健康診断や人間ドックで「要経過観察」と指摘された
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日(告知日)現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

- 「(中途加入) 申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額をお断りすることがあります。

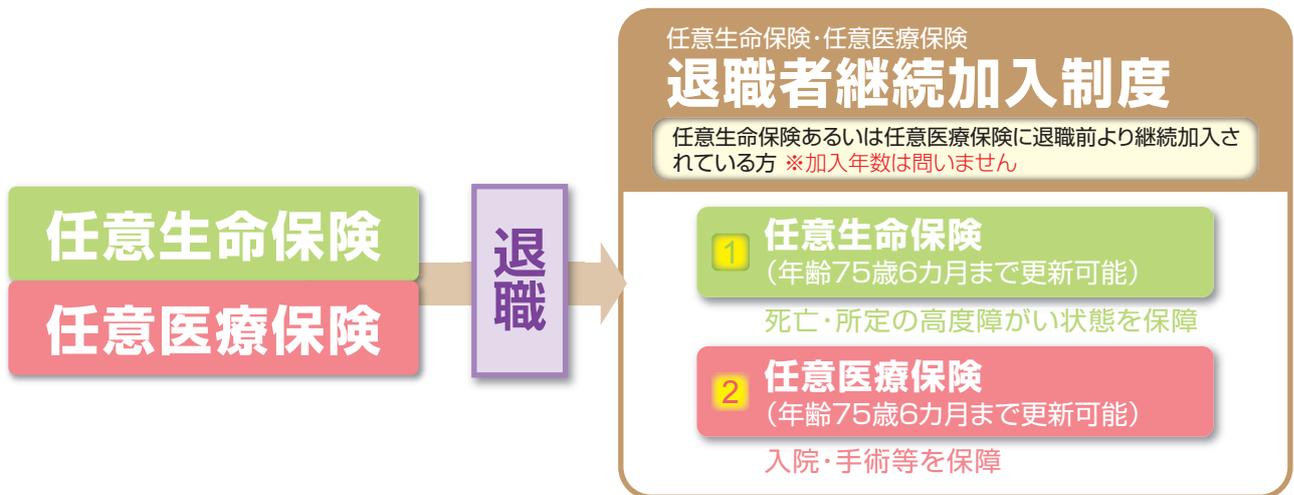
# 退職者継続加入制度 【任意生命保険・任意医療保険】

## これから退職される方へ

退職後継続加入を希望される方のお手続きは更新時ではなく、退職時にお手続きいただきます。詳細は係の方へお問合せください。

- 退職後加入者の事務は事務代行会社(株式会社日本共同システム)への外部委託(退職者直轄制度)となっております。

## 退職後における制度の取扱いについて 〈退職後に継続してご加入になれる制度〉



## 退職者継続加入制度について (任意生命保険・任意医療保険)

- 保険金額・入院給付金日額は、退職直前に加入していた金額以下で加入することができます。
- 退職者継続加入制度への移行時およびその後の更新時に保険金額・入院給付金日額を増額することはできません。

## 加入資格

### 1 任意生命保険 2 任意医療保険 共通

任意生命保険・任意医療保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。

ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。

子どもは退職者継続加入制度の対象となりません。子どもは本人が退職後に到来する12月31日までの加入となります。

なお、任意生命保険のみ、または任意医療保険のみを継続することもできます。(更新時のみ)

※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。

※詳細は係の方までお問合せください。

# 退職時のお取扱い

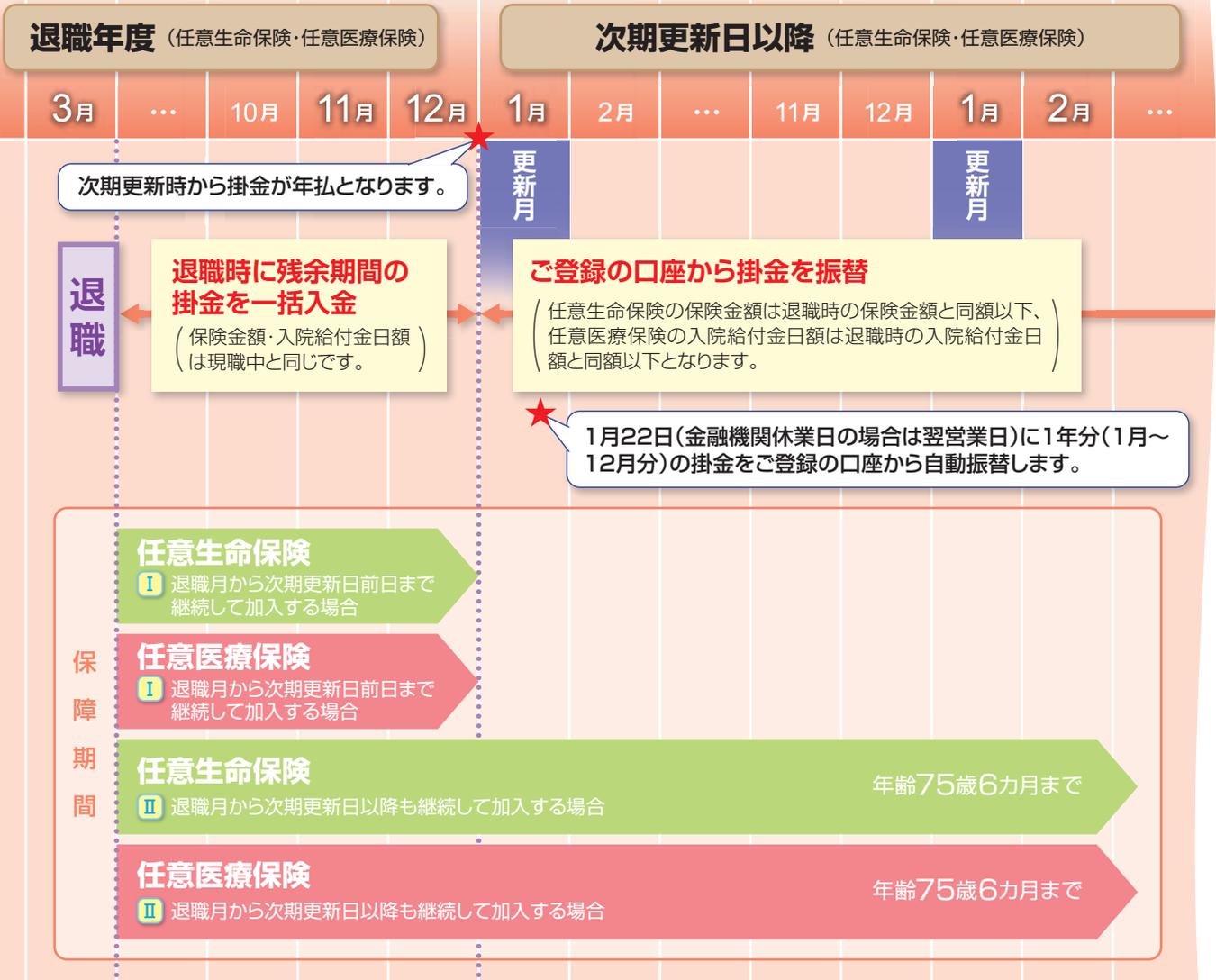
① 任意生命保険

② 任意医療保険

共通

退職月から次期更新日(1月1日)以降も継続してご加入を希望される方は、退職時に退職翌月から次期更新日前月(当年12月)までの残余期間の掛金を一括で入金いただくとともに、「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」を11月初旬までに係の方へご提出ください。

## (例) 令和8年3月末日をもって退職され、退職後も継続してご加入を希望された場合



任意生命保険

任意医療保険

# 任意収入補償保険

【団体長期障害所得補償保険】

(GLTD=Group Long Term Disability)

引受幹事保険会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

## この保険の特徴

### 長期就業障害時の補償

ケガや病気により、免責期間(90日)を超えても仕事ができない状態が続いている場合に**最長で65歳まで所得を補償**します。(傷病が原因でやむを得ず会社を退職する場合でも、お支払条件を満たすかぎり保険金は継続して受け取ることができます。)

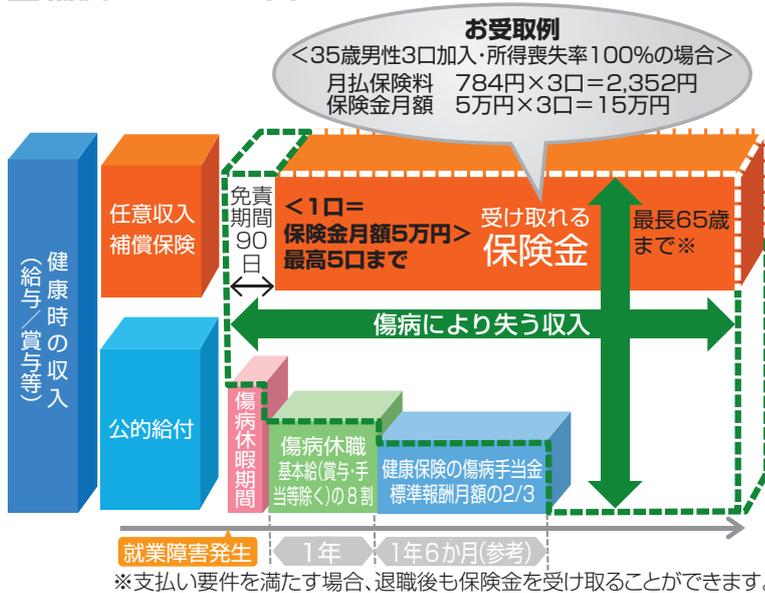
### 精神障害も補償

躁うつ病等の**精神障害**により、免責期間(90日)を超えても仕事ができない状態が続いている場合に**最長で24か月所得を補償**します(精神障害補償特約セット)。

### 妊娠に伴う障害も補償

妊娠、出産、早産または流産による**身体障害**により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します(妊娠に伴う身体障害補償特約セット)。 ※女性のみセットされています。

## 補償のイメージ図



## 月々の保険料 <1口=保険金月額5万円あたり>

《ご加入口数の設定について》

◆5口以下で設定してください。

◆「口数×5万円×1.2」が年収の**50%以下**となるように設定してください。

年齢	男性	女性
15~24歳	467円	357円
25~29歳	495円	501円
30~34歳	602円	671円
35~39歳	784円	972円
40~44歳	1,112円	1,327円
45~49歳	1,579円	1,867円
50~54歳	2,093円	2,360円
55~59歳	2,490円	2,535円
60~64歳	2,362円	2,163円

団体割引  
15%適用!

※年齢は令和8年1月1日時点の満年齢です。

※記載の保険料は団体割引15%を適用しています。

※精神障害補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)、天災危険補償特約をセットしています。

## 取扱内容

- ◆加入資格 : 町村(一部の市を含む)とその一部事務組合・広域連合および系統町村会に所属する町村長、副町村長、常勤の職員(雇用期間一年以上)で令和8年1月1日において満15歳以上満64歳以下で、告知日時点で正常に勤務されている方。
  - ◆保険期間(ご契約期間) : 令和8年7月1日午後4時より令和9年1月1日午後4時まで
- ※このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては専用WEBサイトに掲載の「任意共済のご案内パンフレット」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。

任意収入補償保険は 専用WEBサイト からお申込みいただけます。

### 1 専用WEBサイトにアクセス

初回ログイン用URLを入力し、パソコン・スマートフォンからアクセスしてください。

【初回ログイン用URL (PC・スマートフォン共通)】 <https://aioinissaydowa-ej.jp/OfficeSelect?p=MTM3NjEzZmZlMzUzMQ>

※下記ユーザー情報を登録以降は、「メールアドレス登録のお知らせ」メール本文中のURLからアクセスしてください。

【初回ログイン用QRコード】



(注)QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

### 2 ユーザー情報登録画面で、団体コード「PLH01」を入力してください。

※共用メールアドレスはご登録いただけません。

メールアドレスは、必ず利用可能(受信可能)なアドレスを登録してください。登録したメールアドレス宛にメールが送信されます。  
ドメイン指定を設定されている場合、各種手続きに関するメールを受信することができませんので、ドメイン指定の設定を受信可能に変更後に、ご登録ください。

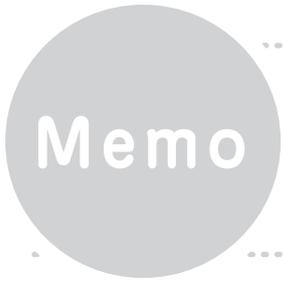
### 3 お申込みいただいた方には後日、口座振替依頼書を加入団体の係の方経由でお送りさせていただきます。

**WEBの入力のみでは、お申込みは完了しません。口座振替依頼書を加入団体の係の方経由でお送りさせていただきますので、ご返送をもって、お申込みが完了します。**

保険料は令和8年8月24日より指定口座から引落します(月払)。毎月22日が引落日です(金融機関休業日の場合翌営業日)。

(引受保険会社)  
 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(幹事:分担割合76%)  
 損害保険ジャパン株式会社(非幹事:分担割合20%)  
 日本生命保険相互会社(非幹事:分担割合4%)

(取扱代理店)  
 株式会社千里



Memo

A series of horizontal dotted lines for writing.

- 1 新規加入される場合、「中途加入申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となることが必要です。  
「正しく告知いただくために」を十分確認いただき、お申込みください。
- 2 新規加入される方は、「中途加入申込書兼告知書」を係の方へご提出ください。  
また、任意生命保険の死亡保険金受取人欄に個人名を記入し、職員(配偶者)との続柄が「その他(9)」となる方を職員(配偶者)の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。
- 3 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

任意生命保険

任意医療保険

(第1号様式の3)  
**全国町村等職員 任意生命保険・任意医療保険 中途加入申込書兼告知書** (団体定期保険・総合医療保険(団体型))

931 1988  
900 95060 (1)加入団体控

加入団体名 **〇〇町役場** 申込締切日 令和8年4月30日 効力発生日 令和8年7月1日 No. \_\_\_\_\_

2 業団体コード 枝番 被保険者番号  
 089876500 99999

3 申込日(告知日) 令和8年3月2日

家族区分	性別	生年月日	【任意生命保険】 本人≧配偶者、本人≧子ども	【任意医療保険】 本人≧配偶者≧子ども	死亡保険金受取人	申込印(告知印)
職員	男性	630227	3000 (1500:600) 訂正印不要	2000 (1000:400) 訂正印不要	2名以上指定する場合は「死亡保険金受取人指定書」の提出が必要。	本人 (全印)
配偶者	女性	021026	800 (400:200) 訂正印不要	10000 (5000:8000) 訂正印不要	任意医療保険のみ加入者は記入不要。(記入ありは不備。)	配偶者 (全印)
子ども	男性	291206	400 (200:400) 訂正印不要	5000 (3000:5000) 訂正印不要	任意医療保険のみ加入の方は記入不要です。 配偶者1人の指定であっても人数欄に1と記入要。	子ども (全印)
子ども	女性	011104	400 (200:400) 訂正印不要	5000 (3000:5000) 訂正印不要	任意医療保険のみ加入の方は記入不要です。 配偶者1人の指定であっても人数欄に1と記入要。	子ども (全印)
子ども	男性		400 (200:400) 訂正印不要	5000 (3000:5000) 訂正印不要	任意医療保険のみ加入の方は記入不要です。 配偶者1人の指定であっても人数欄に1と記入要。	子ども (全印)
子ども	女性		400 (200:400) 訂正印不要	5000 (3000:5000) 訂正印不要	任意医療保険のみ加入の方は記入不要です。 配偶者1人の指定であっても人数欄に1と記入要。	子ども (全印)

10 掛金合計 A. 任意生命保険掛金 (円) 5,658 B. 任意医療保険掛金 (円) 7,524 C. 掛金合計(A+B) (円) 13,182

11 告知欄  
 新規加入する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の質問事項を確認のうえ告知します。  
 \*職員(主たる被保険者)が新規加入する申込者の告知を取りまとめるうえ、以下の内容に相違ない場合はチェック欄にチェック(☑)してください。  
 (注) 質問事項に対する答えが「はい」となる方は新規加入することができません。  
 新規加入する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。  
 子どもの死亡保険金受取人は職員(主たる被保険者)とします。  
 子どもの死亡保険金受取人は職員(主たる被保険者)とします。

新規のみチェック要。

ニッセイ処理欄  
 団体 指定 医療 任意 告知  
 本人 配偶者 子ども  
 全印 全印 全印

日本生命保険相互会社 K24-341

※当「中途加入申込書兼告知書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

- ◎ **令和8年4月30日(木)までに係の方**にご提出ください。
- ◎ **白紙の「中途加入申込書兼告知書」**等が必要な場合は、**係の方**までご請求ください。

チェック欄	確認項目		
	任意生命保険	任意医療保険	
✓	<b>①</b>	加入団体名を記入し、掛金払込方法を○で囲んでください。(払込方法は加入団体ごとに決まっています。)	
✓	<b>②</b>	係の方に確認いただき、正確にご記入ください。	
✓	<b>③</b>	「中途加入申込書兼告知書」を記入された日をご記入ください。 ※告知日として重要です。(募集期間は3/2～4/30です。)	
✓	<b>④</b>	氏名は全てカタカナでご記入ください。	
✓	<b>⑤</b>	性別・年号を○で囲み、生年月日をご記入ください。	
✓	<b>⑥</b>	配偶者・子どもも申込みされる場合、ご記入ください。 ※夫婦ともに職員の場合は、配偶者の方も職員(本人)として別々にお申込みください。 ・配偶者・子どものみのお申込みはできませんので、職員とのセットでお申込みください。	
✓	<b>⑦</b>	今回申込みされる加入区分・保険金額を○で囲み、掛金は払込方法に応じてP6・P7の該当箇所を参照のうえご記入ください。 ただし、保険金額は「本人≧配偶者、本人≧子ども」としてください。	今回申込みされる加入区分・入院給付金日額を○で囲み、掛金は払込方法に応じてP10・P11の該当箇所を参照のうえご記入ください。 ただし、入院給付金日額は「本人≧配偶者≧子ども」としてください。
✓	<b>⑧</b>	職員・配偶者の死亡保険金受取人を指定し、氏名(カタカナ)・続柄コード・人数をご記入ください。	任意医療保険のみご加入の方は、記入不要です。
✓	<b>⑨</b>	必ず4枚すべてに申込印を押印してください。(スタンプ印可) (職員と配偶者は別の印を押印してください。)	
✓	<b>⑩</b>	掛金合計額をご記入ください。	
✓	<b>⑪</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規加入をご希望の方は、「中途加入申込書兼告知書」裏面の〈質問事項〉をご確認ください。</li> <li>・職員が新規加入のお申込みをされる方の告知を取りまとめのうえ、新規加入する全ての申込者について質問事項に対する答えが全て「いいえ」となることを確認のうえ、チェック欄にチェックしてください。(し点をご記入ください。)</li> </ul> ※質問事項に対する答えが「はい」となる方は、新規加入することができません。	
✓	<b>注</b>	内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。	

任意生命保険

任意医療保険

## ご相談窓口等

### 任意生命保険 任意医療保険 のお問合せ

- ご照会、保険金・給付金請求方法につきましては、係の方までお問合せください。
- また、募集期間中のお申込み手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、以下「制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先」に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。
- なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の日本生命窓口までご連絡ください。

#### <東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県>

日本生命保険相互会社 TEL:0120-563-925(通話料無料)  
法人サービスセンター 【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)]

#### <上記以外の道府県>

日本生命保険相互会社 TEL:0120-123-840(通話料無料)  
企業保険サービス課 【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)]

※お問合せの際には、記号証券番号(任意生命保険は931-1988、任意医療保険は900-95060)をお知らせください。

#### \*支払いに関するお問合せ先

任意生命保険 各お勤め先  
任意医療保険 日本生命保険相互会社 団体保険支払サービス課 TEL:0120-302-438 (通話料無料)

### 任意収入補償保険 のお問合せ

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。
- また、募集期間中の申込手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、下記、「制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先」に記載のあいおいニッセイ同和損保 専用コールセンターまでご連絡ください。

#### <保険金の請求に関する連絡先>

事故が起こった場合は、ただちにあんしんサポートセンターまでご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 TEL:0120-985-024(無料)  
あんしんサポートセンター 【24時間・365日受付】

※おかけ間違いにご注意ください。

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

### 制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先

任意生命保険  
任意医療保険

#### ニッセイ団体保険コールセンター

通話料無料 **0120-375-696**

※保険金・給付金請求方法に関しては、係の方へご確認ください。

〈受付期間〉  
令和8年3月2日(月)～  
令和8年4月30日(木)

〈受付時間〉  
月曜日～金曜日 9:00～17:00  
(祝日を除く。)

任意  
収入補償保険

#### あいおいニッセイ同和損保 専用コールセンター

通話料無料 **0120-500-826**

※お問合せの際には、団体名「**全国町村会**」をお知らせください。受付期間外の照会については係の方へお問合せください。  
※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。

# 『ログイン&LINE連携』でN-コンシェルジュを使いこなそう！



## N-コンシェルジュ LINE公式アカウント

### LINE連携方法

**STEP①**  
N-コンシェルジュにアクセス

**STEP②**  
必要情報を入力後、ログイン

**ログイン&LINE連携**

LINE連携をせずにログイン

毎回の認証が必要、  
情報もタイムリーに届かない。

**STEP③** お得に、便利に使いこなそう！

LINE連携することで・・・

- 次回以降、**認証レス!**  
ログイン時の入力が必要に!
- 優待割引や  
クーポンの情報を  
**タイムリーにお届け!**
- 使いたいときに  
**すぐアクセスできる!**

すでにLINEのお友だち登録済みの方は、  
LINE連携不要です。  
※画面はイメージです。



任意生命保険

任意医療保険

## ■ あなたのお悩みを専門職がサポート！

- 最近、不安が強く眠れない・・・
- 会社の健康診断で、異常を指摘されたけれどどうすればいいの？
- こどもが急に具合が悪くなって...夜間診療が可能な医療機関は？
- 両親が老人ホームを探しているのだけれど、近くにないかしら？

健康・介護・メンタルヘルスのお悩み、  
相談できる場所はありますか？

メンタルヘルス相談

健康管理・介護相談

ご遺族サポート

**など充実のサポート体制！**

<b>電話 相談</b>	健康・介護・メンタルヘルスに関するお電話は <b>0120-800-173</b> (通話料無料)	※ご利用の際、相談員から団体名・年齢・性別・お住まいの都道府県をお伺いします。 なお、メール相談については、N-コンシェルジュにアクセスしてご利用ください。
------------------	--	---

※記載の情報は、2025年3月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。

### 【ご留意点】

●「N-コンシェルジュ」(加入者向けサービス)は、日本生命対象商品にご契約されている団体の加入者ご本人および配偶者・二親等以内のご親族がご利用いただけます。新規に加入された場合、加入月(効力発生日)の第4日曜日の翌日午前8時からご利用可能です。ご加入日はパンフレットをご確認ください。なお、お手続き状況によっては、ご利用が1か月遅れる場合がございますので、ご了承ください。＜対象商品＞所定の要件を満たす(新)団体定期保険、総合医療保険(団体型)、医療保障保険(団体型)、3大疾病保障保険(団体型)、団体長期障害所得補償保険、みんなの団体定期保険(新無配当扱特約付団体定期保険) または、無配当扱特約付介護保障保険(団体型) ●「ヘルスクエアサポート」は、加入者の家族もご利用になれます。

●「N-コンシェルジュ」の特典である商品・サービスのうち、各提携先が提供する商品・サービスのご利用に関して生じた損害について、日本生命は責任を負いません。●12月31日～1月3日、5月3日～5月5日、3月・6月・9月・12月の25日直前の日曜日は定期メンテナンスのため、当サービスはご利用できません。定期メンテナンス日以外も、定期または不定期にご利用を停止する場合があります。●記載の情報は、2025年3月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。

全国の町村等職員の皆さまへ

働くあなたへ、ちょっといいもの

# N-コンシェルジュ

(企業保険付帯サービス)

のご案内



任意生命保険（団体定期保険）、任意医療保険（総合医療保険（団体型））加入者ご本人および配偶者・二親等以内のご親族がご利用いただけます。

**N-コンシェルジュ**とは・・・ お得がいっぱいのサービス！ 皆さまの日常生活をサポートします！

～職員の皆さまのために団体が導入している福利厚生制度です～

## ① ベネフィットN

生活、レジャー・エンタメ、グルメ等の豊富なメニューを優待価格でご利用になれます。

## ② モバイルクーポン

日常利用できる優待特典を、スマートフォン提示でご利用になれます。数ある優待特典から人気メニューを厳選してご提供いたします。

## ③ バリューサービス

日本生命グループおよび提携先より、各種商品・サービスを期間限定で特別優待価格にてご提供します。

## ④ ヘルスケアサポート

健康、介護、メンタルヘルスに関してのご相談を専門職がお受けいたします。ご加入者のみならず、ご家族も無料でご利用になれます。

N-コンシェルジュのご利用で **誰でも応募可能なキャンペーン**も随時開催中！

豪華賞品が  
当たる!!



コンビニ商品が  
当たる!!

ニッセイラウンジ無料利用  
クーポンがもらえる!!



\* 日本生命は、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンのオフィシャル・マーケティング・パートナーです。  
TM & © Universal Studios. All rights reserved. CR25-1168

まずは  
こちらから  
ログイン

【スマートフォンで読み取り】



【ログインURL】

[https://ncon.auth.nissay-js.jp/login.php?site\\_login\\_id=zenkokuchouson](https://ncon.auth.nissay-js.jp/login.php?site_login_id=zenkokuchouson)

or

○ 「お気に入り(ブックマーク)」へ登録をする際は、スマートフォンで読み取ったすぐ後のページをご登録ください。  
○ ログインIDの入力を求められた場合は、『zenkokuchouson』をご入力ください。

豊富なコンテンツで普段の生活をもっと豊かにできるかも！

実際にログインして各種特典の詳細をCheck！

詳細は前ページへ

任意生命保険

任意医療保険